

## 特定施設をお使いのみなさまへ

令和7年7月1日から

# 農場からの排水基準が変わりました

## ～硝酸性窒素の暫定排水基準の見直しについて～

令和7年7月1日から施行される「排水基準の一部を改正する省令の一部を改正する省令」により、農場などから排出される排水に含まれる「硝酸性窒素等」の基準が見直されました。

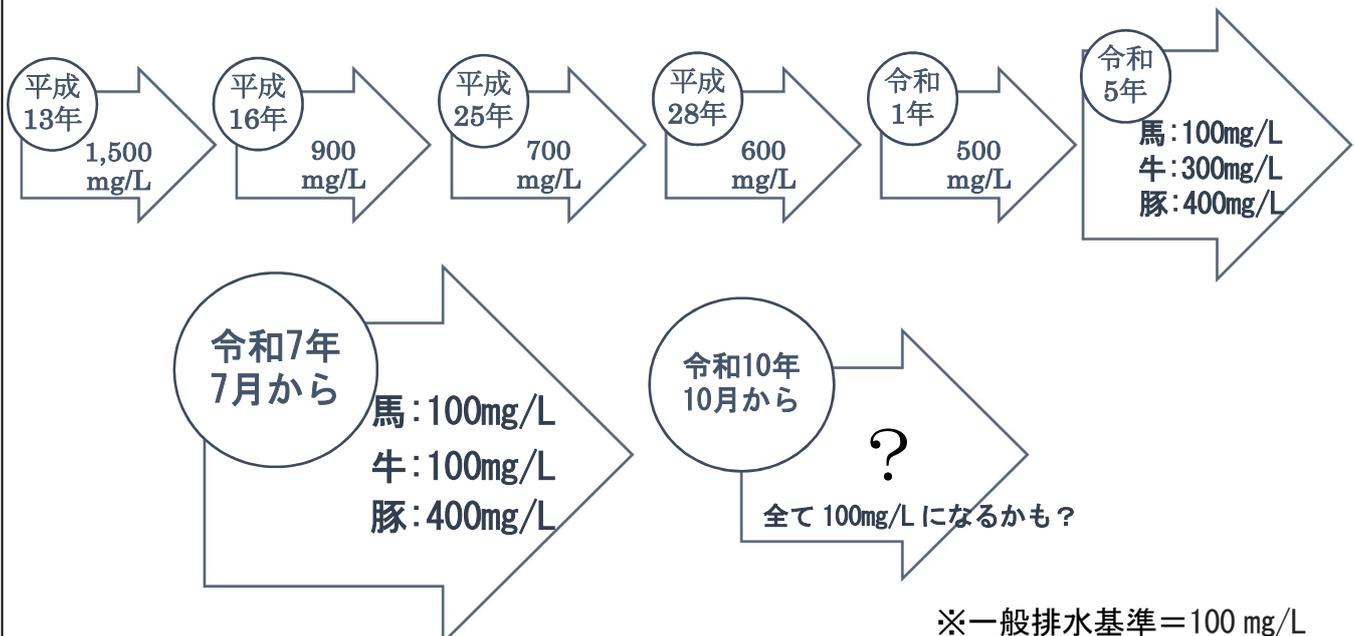
### 硝酸性窒素ってなに？

- ・硝酸性窒素は、家畜のふん尿などからの「窒素」が土壌で変化してできます。
- ・無色・無味・無臭で、地下水や川に溶けやすく、気付きにくいです。
- ・飲み水に多く含まれると健康被害が起きることがあります。
- ・環境の富栄養化による水質悪化の原因になります。



### 排水基準の変遷と今回の改正

- ・段階的に基準が引き下げられています！



※一般排水基準=100 mg/L

## 畜産農家の皆さまへのお願い

### ◎新しい排水基準を必ずご確認ください！

- ・排水処理設備の点検や管理を徹底し、基準値を守りましょう。
- ・排水に関する測定や記録の保存が義務付けられています。

### ◎排水の測定・記録・保存の義務化

- ・年1回以上、排水の水質について測定と記録をしましょう。
- ・記録は必ず3年間保存しましょう。

### 〈測定項目〉

- ・届出時の規則様式第1号別紙  
（排水の汚染状態及び量）に  
記載した項目。

【規則様式第1号（特定施設設置（使用、変更）届出書）】

別紙4（一部抜粋）

排水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号	排水口1		排水口2		
	種類・項目	通常	最大	通常	最大
排水の汚染状態	pH				
	BOD				
	SS				
	大腸菌数 (cfu/mL)				
	T-N				
	T-P				
	硝酸性窒素等				
	・・・				
	・・・				
	・・・				

その他、排水口から排出されるものや排出される恐れのあるもの



排水基準が新しくなったよ。畜産の現場から出る水がきれいだと、牛さんも豚さんも馬さんも、そして地域のみんなも安心して暮らせるよ！  
測定や記録も忘れずに！  
わからないことは家畜保健衛生所に相談してね。

## 神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215

平塚市寺田縄345

TEL 0463-58-0152

FAX 0463-58-5679